

**2013年4月2日以降の
専任社員の労働条件等回答**

在職老齢年金支給までは希望者全員雇用！

みんなで勝ち取ろう！ 専任社員の労働条件

JR東海は、12月13日、2013年4月2日以降の専任社員の雇用条件などを回答しました。内容は、在職老齢年金支給年齢までは、希望者全員の雇用としたものの、現在の欠格条項に当てはまる社員については、契約期間を在職老齢年金支給年齢までとして、更に基本給を160,000円とする格差のある雇用条件です。

国労は『改正高年齢者雇用安定法は、クリアしているものの、法以上でも法以下でもなく、交渉の内容が活かされていない。また、短日数勤務などは多くの組合員からの要求が盛り込まれなかったことなどは不満である。よって持ち帰り検討』としました。

専任社員がより働きやすい労働条件を！

国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部

編集責任者：高木 宏